

安全管理報告書

～安全の誓い～

人の命の尊さと、事故が社会に及ぼす影響を深く心に刻み、相戒め相励まし、絶対に無事故の達成に努力することを誓います。

琴参バス株式会社 従業員一同



■ 1 安全に関する基本的な方針

私たち琴参バスは、「安全の確保」が事業経営の基幹であると深く認識し、全社員が、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全が最も重要であるという認識の徹底
- (2) 「安全マネジメント体制」と「法令順守」の確立と継続的改善
- (3) 安全第一を考慮した商品及びサービスのご提供
- (4) 安全確保のための積極的かつ効率的な投資
- (5) 安全に関する教育・研修の具体的計画作成と的確な実施
- (6) 万一の場合、旅客の救護を最優先とし、他の機関との連携協力と被害拡大の防止、適切な情報公開の実施
- (7) グループ全社が密接に協力し、一丸となった安全性の向上

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた普段の努力を実施してまいります。

■ 2 輸送の安全に関する目標

令和2年度の安全目標を下記の通り設定いたします。

- (1)有責重大事故をゼロにいたします。
- (2)有責事故(7割以上)を昨年度より20%(9件)削減いたします。
- (3)車庫内事故及び駐車場内事故を昨年度より10%(1件)削減いたします。
- (4)車両故障(ヒューマンエラー)をゼロにいたします。
- (5)車内事故ゼロにいたします。

【事故削減のスローガン】

- 1.バック時、安全確認の徹底
- 2.車内確認と旅客への声掛けによる車内事故防止の徹底

令和元年度の安全管理目標に関する達成状況

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1)有責重大事故のゼロ | … 達成 |
| (2)有責事故(7割以上)を昨年度より20%削減(12件) | … 達成 |
| (3)車庫内事故及び駐車場内事故を昨年度より20%削減(3件) | … 達成 |
| (4)車両故障(ヒューマンエラー)のゼロ | … 達成 |
| (5)車内事故のゼロ | … 達成 |

* 令和元年度自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
第2条に該当する事故 … 0件

■ 3 安全に関する組織体制及び指揮命令系統

＊ 安全管理規定【琴参バスにおける安全管理体制体制組織図】参照

■ 4 安全確保の取組状況について

1. 年間計画による取り組み

①大川グループ合同会議での安全に対する基本方針及び安全重点施策目標の策定及び新型コロナウイルスの対策検討(2月)



【全体会議】

②所長・主任会議(運行管理者会議)にて法令改正に伴う示達事項の説明及び各営業所で情報共有や意見交換を実施(7月)



【所長主任会議】

③全従業員を対象とした安全集合教育を実施(12月・1月 計7回)

- ・経営トップからの安全への訓示
- ・事故とクレームのない会社、接客・接客・サービス向上について
- ・外部講師を招いて安全研修会
- ・旅行会社からの乗務員サービス講習会
- ・健康管理の重要性
- ・バスの構造・特性、運輸安全マネジメント重点施策
- ・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット事例



【集合教育】

④乗務員班長・班会議による安全運転意識向上に向けたボトムアップ及び
ヒヤリ・ハット情報共有による防衛運転意識向上を実施(2月 計10回 1班～10班)

- ・新路線視察
- ・新型コロナウイルス対応手順
- ・各業務細目事項及び達示事項確認
- ・障がい者・高齢者疑似体験
- ・班別目標設定・取組結果ミーティング



【障がい者・高齢者疑似体験】

⑤健康診断(7月)及び適性診断(3年度以内で計画的)の実施

⑥事故審議委員会及び運輸安全マネジメント委員会の開催(7月・11月)



【運輸安全マネジメント委員会】

⑦運行管理者及び整備管理者講習への参加(計画的)

⑧四国地区バス技術委員会、事故防止部会への出席

2. 月間の取り組み

①各営業所への安全月間目標を掲示し安全運転の励行及び周知を実施

②班単位での月別事故件数の掲示により安全重点施策目標達成を目指す

3. 日常の取り組み

①始業終業点呼の確実な実施(アルコール検知器、長距離運行時の中間点呼)

②デジタルタコグラフ導入に伴う安全運転日報の確認(速度超過、急減速に対して指導)

4. 必要時の取り組み

①事故発生者への個人指導及び教育の実施

②苦情発生者への個人指導及び教育、全従業員への周知による再発防止

③新任運転手への教育の実施(運転業務要領及び実地訓練を約1ヶ月間実施)

④運転手技能強化を目的とした高速道路・山道走行(四国巡拝教習)の実施

⑤賞罰委員会・無事故表彰の実施

⑥添乗指導による車内案内、安全運転者指導の実施

⑦春の全国交通安全運動(4月)、秋の全国交通安全運動(9月)、年末年始(12月～1月)期間中による全営業所安全総点検の実施

■ 5 安全に関する計画

(1) アルコールチェッカーモバイル式の導入(出張時)

(2) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ一体型機器の右カメラ追加導入
(機器についてはH27.12月、貸切全車両装着完了)

(3) 乗務員の班長制(指揮命令系統効率化の為)

(4) 乗合車両車内ミラー取替(H30.1実施)

(5) 運行管理者選任者数の増員

(6) 運転士を対象とした高度な車両整備教育の実施

(7) 50歳以上の事業用自動車の運転に従事する者を対象とし2年に1回
脳ドック受診の実施

(8) 安全機能を装備した車両導入計画

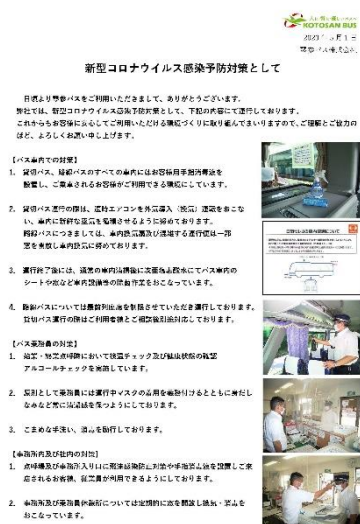
(9) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置



【ドライバー異常時対応システム EDSS】



【衝突被害軽減ブレーキ PCS】



【新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施】



■6 輸送の安全に関する内部監査及び業務改善

安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検する為、少なくとも 1 年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

■7 安全統括管理者、安全管理規定

安全統括管理者 常務取締役 佐藤国夫

安全管理規定 【安全管理規定】別紙参照